

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

1 趣旨

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べて高額なのではないかとの国民等からの厳しい批判、指摘があり、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用が求められています。

大垣市においても、厳しい財政状況のもと、人件費の抑制も大きな課題の一つとなっており、技能労務職員等の給与について総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取り組み内容を公表し、市民の理解と納得が得られるよう取り組む必要があります。

2 現状

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢及び民間従業員データ

区 分	大 垣 市				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
(一般職) 全 体	461 人	44.6 歳	263,876 円	304,008 円			
清掃職員	93 人	43.6 歳	265,365 円	331,601 円	廃棄物処理従業員	43.3 歳	299,800 円
調 理 員	138 人	45.3 歳	260,650 円	283,978 円	調 理 員	43.0 歳	282,200 円
用 務 員	30 人	44.6 歳	236,533 円	265,080 円	用 務 員	53.9 歳	227,200 円
自動車運転手	16 人	49.4 歳	322,587 円	388,263 円	自動車運転手	54.9 歳	254,900 円
医療補助員	73 人	39.4 歳	249,603 円	282,190 円			
看護補助員	62 人	45.8 歳	274,474 円	303,067 円			
そ の 他	49 人	47.2 歳	269,985 円	302,986 円			
(企業職) 水道・水源地工務員	14 人	49.9 歳	304,543 円	337,417 円			

平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養・地域・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務手当などの諸手当を合計したものです。

民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。

(平成16年～平成18年の3カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全

に一致しているものではありません。

その他とは、介護職員（10人）、機械工務員（2人）、下水道工務員（5人）、営繕職員（6人）、公園管理員（3人）、斎場管理員（3人）、道路管理員（5人）、緑化管理員（2人）、技術補助員（5人）、印刷公務員（2人）、保育士（病院）（5人）、事務補助員（1人）です。

データは平成19年4月1日現在のものです。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
(一般職) 全体	1	3	5	28	65	62	65	55	44	64	67	2
清掃職員		1		1	11	23	17	10	10	11	9	
調理員		1	4	7	15	15	19	17	10	26	23	1
用務員				2	2	6	4	4	6	1	5	
自動車運転手						1	5	1	1	3	5	
医療補助員				10	24	7	8	10	6	4	4	
看護補助員		1	1	3	8	6	5	7	7	10	14	
その他	1			5	5	4	7	6	4	9	7	1
(企業職) 水道・水源土工務員					1	1		4	2	1	5	

データは平成19年4月1日現在のものです。

(3) その他技能労務職の給与に関する事項

給料表

行政職給料表(二)(国家公務員の行政職俸給表(二)に相当する)の5級制を採用しています。

特殊勤務手当

技能労務職員に支給される特殊勤務手当は次のようになっています。

【一般職】

種類	手当額	支給要件
自動車運転手手当	日額 300円	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に定める大型特殊自動車を職務として運転する者
不快作業手当	日額 1,100円	・し尿等処理業務を職務とする者 ・廃棄物処理業務を職務とする者 ・排水施設修理に従事する者

不快作業手当	日額 600 円	・道路舗装の業務を職務とする者 ・緑化関係作業に従事する者
	日額 400 円	へい獣処理に従事する者
火葬場勤務手当	日額 9,000 円	市営火葬場に勤務する職員で市長の定める者
消毒手当	1 回 1,100 円	感染症が発生し、清潔、消毒作業に従事した場合
特別勤務手当	日額 5,000 円以内	年末年始等特別の事情により勤務する職員で市長の定める者
衛生手当	日額 400 円	病院に勤務する看護補助員、調理師及び調理員
	月額 6,000 円	病院に勤務する行政職給料表(二)の適用を受ける者。ただし、他の衛生手当を支給される者を除く

【企業職】

種類	手当額	支給要件
現場作業手当	日額 150 円	職務として、配水管等の修繕業務に従事する技能労務職員
夜間作業手当	1 回 550 円(4~10月) 1 回 750 円(11~3月)	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において、配水管事故等に伴う現場作業に従事した職員
危険手当	日額 150 円	水源地に勤務し、塩素、高圧電気等の取扱いに従事する職員
交代勤務手当	月額 6,000 円	水源地において、交代制勤務に従事する職員

昇給基準

昇給基準については、勤務評定制度により、職員の勤務実績や職務遂行能力を正しく評定し評定結果に応じて次のとおり昇給を実施しております。

(単位:昇給号給)

昇給区分		5 極めて 良好	4 特に 良好	3 良好	2 やや 良好	1 良好でない
一般職員		8 以上	6	4	2	0
57 歳超		4 以上	3	2	1	0
昇給抑制期間	一般職員	7 以上	5	3	1	0
	57 歳超	3 以上	2	1	0	0

昇給抑制期間:平成 19 年 1 月~平成 22 年 1 月

3 基本的な考え方

人口減少時代の到来、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められるとともに、行財政環境の極めて厳しい状況の中、地方公共団体は一層積極的な行政改革の推進に努めることが求められています。大垣市においても、市民の目線と民間の経営手法を取り入れた「行政経営大綱」と、具体的な取り組み目標を明確化した「集中改革プラン」を策定しており、それに従い、技能労務職員の職員数、給与、業務等のあり方についても見直していきます。

(1) 適正な定員管理の推進

- ・平成17年4月1日の職員数を基準に平成18年度から平成21年度までを計画期間とする第4次定員適正化計画に基づき、それを具体的に推進していく実施計画を策定することにより、定員の適正化に努めます。

(2) 給与などの適正化

- ・国、県、他都市及び民間との均衡に配慮し、給与制度の適正化に努めます。
- ・国の人材育成の基本方針や公務員制度改革の動向などを勘案しつつ、平成16年度に導入した目標管理手法や自己申告制度を有する勤務評定制度の活用などにより、能力主義に基づく人事管理の推進に努めます。

(3) 民間委託等の推進

- ・限られた財源の中で一定の行政サービスの提供を確保するために、一層の業務効率の向上が求められており、民間等への委託がより効率的・効果的であると考えられるものについては、積極的な民間活力の導入により経費削減に努めます。

4 具体的な取組

大垣市の技能労務職員の給与は、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致しないものの、同種の民間従業者と単純に比較すると高額であり、その一つの要因として、国とは異なる大垣市独自の給料表を適用していたことが考えられます。給与のあり方については、国、県、民間との均衡を配慮し、適正な運用が求められるなかで、過去見直しを行ってきており、今後も給与の適正化に向け、市民の理解が得られるような取組みを行っていきます。

過去の取組内容・今後の取組内容については次のとおりです。

(1) 給料表

- ・給料表については、大垣市独自の6級制から国に準じた5級制に改定し、給料水準を平均5.8% (国の改定は平均1.2%) 引き下げました。【平成18年4月実施】

(2) 昇格・昇給

- ・昇格・昇給基準については、勤務評定制度(平成16年度から導入)に基づき、それぞれの勤務成績に応じた昇格・昇給を行っております。(昇給基準の詳細については、2現状(3)その他技能労務職の給与に関する事項 昇給基準を参照。)【平成18年4月実施】
- ・退職時の特別昇給制度を廃止しました。【平成17年2月廃止】
- ・57歳を超えた職員の昇給抑制を行っています。【平成18年4月実施】
- ・給料表の枠を超える昇給を廃止しました。【平成18年3月廃止】

(3) 諸手当

- ・月額支給の特殊勤務手当の一部を原則廃止又は日額化しました。技能労務職員に支給される特殊勤務手当のうち、「自動車運転手手当(大型特殊自動車を職務として運転する者を除く)」、「浄書印刷手当」、「保育園勤務手当」、「公園動物飼育手当」、「給食調理手当」、「変則勤務手当」を廃止しました。【平成16年3月廃止】
- ・一般職に適用される「自動車運転手手当(大型特殊自動車を職務として運転する者)」、「特別勤務手当」、企業職に適用される「現場作業手当」、「夜間作業手当」については廃止を検討しております。

5 その他

大垣市では、人員の適正化を進めるにあたり、平成18年度に、事務事業の棚卸(調査シートの作成)、業務量(従事職員数)の把握、各課ヒアリングなどから調査・分析を行う「業務量調査」を実施するとともに、その調査結果に基づいて、事務事業の外部化、非正規職員の活用、業務改善、組織機構の見直し等の方向性や人員削減の可能性について検討した「報告書」を取りまとめました。

この報告書の中で、主に第1段階(概ね5年程度で取り組むべき人員削減余地数)として示された事務事業の外部化や組織機構の見直し、各所属での業務改善等を具体的・計画的に推進していくため、平成24年度までの実施計画を現在策定中です。

その中で、技能労務職担当業務については、

外部委託等が可能な業務が相当量ある。

職員の定年退職の状況を考慮しながら、外部委託等を推進する職種を決めて、積極的な配置転換・職種転換などを実施しつつ、順次計画的に進める。

原則的には退職者不補充とし、非正規職員の活用等にも併せて取り組む。
などの方針により実施していく予定です。

(1) 民間委託等の推進

年度ごとの定年退職者数を注視しながら、当面は今後5年間を目途に、技能労務職担当業務の民間委託等を推進します。

(2) 職員数の削減見込み

退職者不補充を踏襲し、上記の実施計画の策定を行い、それを推進していくことにより、60人程度
の人員削減が可能となる見込みです。